

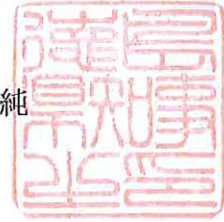
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島652番地の1

氏 名 株式会社丸八木村商店
代表取締役 木村 精伯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和5年8月28日

許可の有効年月日 令和10年8月5日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん
(以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年8月6日	新規許可
平成12年8月30日	変更許可 (木くずの追加)
平成15年8月6日	更新許可
平成19年5月11日	変更届出 (代表取締役の変更)
平成20年9月9日	更新許可
平成20年9月9日	変更許可 (汚泥(無毒性のものに限る。)、ばいじんの追加)
平成25年9月26日	更新許可
平成26年12月24日	変更許可 (紙くず、がれき類の追加)
平成29年10月10日	変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物の追加)
平成30年9月25日	更新許可
令和5年8月28日	更新許可

以下余白